

市原市建設工事入札参加者資格審査に伴う主観点数算定要領

(目的)

第1条 この要領は、市原市建設工事入札参加者資格審査基準（以下、「審査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する主観点数の算定方法について定めることを目的とする。

(主観点数の算出)

第2条 主観点数は、次の各号の評価点数の和とする。

(1) 工事成績に関する評価点

市発注の入札に付した工事のうち、市原市入札参加資格者名簿（建設工事部門）（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載を開始する日の属する年の前2年間に工事検査を所掌する課が行う完成検査が終了しているものについて、当該工事成績の平均点（以下、「工事成績平均点」という。）に15分の100を乗じて得た数から433を減じた点数（端数の出る場合は、小数点以下第1位を四捨五入する。）

(2) 障害者の雇用状況に関する評価点

入札参加資格審査の申請日において、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率を達成している、又は同法に基づく障害者雇用納付金制度による報奨金を受給していると確認できる書類を市に提出した場合を対象とし、その評価点は下記のとおりとする。

10点

(3) 優良建設工事表彰者に関する評価点

入札参加資格者名簿に登載を開始する日の属する年度の前2年度の間に、市原市優良建設工事建設業者表彰事務実施要領に基づく表彰を受けた者を対象とし、その評価点は下記のとおりとする。

20点

(4) 安全対策に関する評価点

入札参加資格者名簿に登載を開始する日の属する年の1月1日現在で、市原市と災害時の応急工事協定若しくは除雪等業務委託契約（以下、「協定等」という。）を締結している者を対象とし、その評価点は下記のとおりとする。協定等を締結している者が団体である場合は、当該団体に加入している者についても対象とする。

協定等の内容	評価点
災害時の応急工事協定	10 点
除雪等業務委託契約	10 点

（評価点数の計算方法）

第3条 前条第1号の評価点数については、次の各号のとおり計算するものとする。

(1) 工事成績平均点については、申請者別、業種別に算出するものとし、端数の出る場合は小数点以下第1位を四捨五入した点数とする。

(2) 特定建設工事共同企業体が完成した工事の評定点については、当該特定建設工事共同企業体の各構成員の工事成績として工事成績平均点を算出するものとする。

2 前条第2号の評価点数については、申請者が入札参加資格者名簿に登載を希望した業種（以下、「希望業種」という。）の全てに加算する。

3 前条第3号の評価点数については、次の各号のとおり計算するものとする。

(1) 申請者が表彰を受けた業種にのみ加算するものとし、同一の業種で複数の表彰を受けた者があった場合においては、再加算を行わない。

(2) 特定建設工事共同企業体が表彰された場合は、当該特定建設工事共同企業体の各構成員が表彰されたものとして算出する。

4 前条第4号の評価点数については、全ての希望業種に加算する。ただし、前条第4号に掲げる協定等の区分において、複数の協定等を締結している場合においては、再加算を行わない。

附則

1. この要領は、平成元年5月30日から施行し、平成元年度建設工事等入札参加資格審査から適用する。

2. 従来の建設工事入札参加業者資格審査に伴う主観点数算定事務要領は廃止する。

附則

1. この要領は、平成7年5月16日から施行し、平成7年度建設工事等入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この要領は、平成 13 年 5 月 16 日から施行し、平成 13 年度建設工事等入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この要領は、平成 15 年 6 月 25 日から施行し、平成 15 年度建設工事等入札参加資格審査から適用する。

附則

1. この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 17 年 6 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 5 月 15 日から施行し、平成 20 年度建設工事等入札参加資格審査から適用する。

附則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 2 月 28 日から施行し、平成 24 年度建設工事等入札参加資格審査から適用する。